

緊急事態宣言解除に係る福島市の対応(案)

令和2年5月16日

福島市

1. 基本的な対応方針

- ① 緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止を最優先に、気を緩めることなく取組を徹底する
- ② 社会経済活動の回復に向けて段階的に活動を拡大する
- ③ 新しい生活様式の定着を図り、感染症と共存できる新しいスタイルへの転換を図る
- ④ 地域の総力を結集して乗り越える

2. 「新しい生活様式」の定着等に向けた協力要請

県の協力要請を市民に周知する。

- i 日々の暮らしの感染防止対策
- ii 職場における感染防止対策
- iii 不要・不急の都道府県をまたいだ往来、特に特定警戒都道府県との往来の自粛
- iv これまでにクラスターが発生したような施設や、「3密」のある場への外出自粛
- v 解除後も、引き続き感染拡大への警戒を呼び掛ける

3. 学校の対応

- ① 市立小・中・特別支援学校は、5月25日から学校活動を再開する。
- ② 感染防止に慎重を期すとともに、長期にわたる休業による児童生徒の心身の負担や不安を鑑み、5月中は、週2～3日の分散登校とし、徐々に滞在時間を延ばすなど、通常の活動再開へ向けた準備期間とする。
- ③ 6月1日から通常登校とするが、5日までは、午前授業、給食後下校とする慣らし期間とする予定。
- ④ 登校日にあたらない児童・生徒は、自宅で過ごすことを基本とするが、やむをえない事情がある児童は、学校・学童での自学等を行うことができる体制を整える。

4. 幼稚園・保育所等の対応

- ① 市立幼稚園は、5月25日より再開する。ただし、学校と同様の考え方で、5月中は分散登園とし、徐々に滞在時間を延ばすなど通常の活動再開へ向けた準備期間とする。また、預かり保育は実施する。6月1日以降は通常登園とするが、クラスごとに慣らし期間(午前保育)を設け、6月15日より通常保育とする予定。
- ② 市立保育所・認定こども園については、開園とする。なお、自宅に対応が可能な家庭には5月中の段階的な登園の協力を依頼する。

- ③ 私立認可保育所・認定こども園等・認可外保育所についても、市立と同様の対応を依頼する。(私立幼稚園については県より連絡)

5. 市有施設の取扱い

- ① 利用休止中の市有施設(屋内運動施設を除く)は、福島県が作成した「特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限の緩和(事業再開)に当たっての感染防止対策の例」を参考とし、適切な感染防止対策を講じたうえで、順次利用を再開する。
- ② 屋内運動施設については、換気を充分に行うことができ、常駐職員により感染防止に対応した運動について注意喚起が行える施設については、利用を再開する。その他の屋内運動施設については、5月31日まで休止する。
- ③ 市有施設の利用に当たっては、利用施設に応じ、手洗いや手指の消毒、マスク着用など、感染防止対策を徹底する。
- ④ 入場制限など、施設の利用に制限が伴う場合は、利用者への周知を徹底する。
- ⑤ 屋内は100人、屋外は200人を超えるイベント等に係る新規の予約受付は当面見合わせる。

6. イベント等の取扱い

- ① 全国的かつ大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を協力要請。
- ② イベント等を開催する場合には、下記のとおり「3密」にならないよう適切な感染防止対策を講じたうえで行うよう依頼する。
- ・屋内イベントの場合は、100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数とすること。
 - ・屋外イベントの場合は、200人以下、かつ人との距離を2m以上確保すること。
 - ・適切な感染防止対策
 - ・イベント前後や休憩時間における交流の場を控えること
 - ・密閉された空間での大声の発声、歌唱、近接した距離での会話を伴うイベントへの慎重な対応
- ③ 市主催のイベントについても、①②の内容に沿って対応する

7. 緊急支援策第4弾のとりまとめ

引き続き感染防止対策、市民生活支援、地域経済対策の3つを柱に、社会経済活動の回復に向けた取り組みも支援する緊急支援策第4弾を早期に取りまとめる。